

**特定健診の未受診者へ
国保集団特定健診のご案内**

名張市国民健康保険加入者で、平成27年7月～11月の間に特定健康診査を受けていない人に追加健診を実施します。

※対象者には受診券を発送済みです。

日時 2月1日(月) 午前9時～9時30分、
午前10時～10時30分

場所 防災センター(鴻之台1)

内容 特定健診(500円)、
特定健診プラス(1,000円)

定員 70人 ※先着順

申込 事前に電話で問い合わせ先、もしくは
中央ゆめづくり館(64-6755)まで

☎ 保険年金室 ☎ 63-7445

**【税申告用】国保税・介護保険料・
後期高齢者医療保険料額通知を送付**

平成27年中に納付された下記の保険税(料)額の通知を、**1月22日(金)に発送**します。確定申告などにご利用ください。

なお、いずれも、年金天引き(特別徴収)納付分は表示されていません。年金の源泉徴収票でご確認ください。

▼ 国民健康保険税額(普通徴収)のお知らせ
☎ 収納室 ☎ 63-7439

▼ 介護保険料額(普通徴収)のお知らせ
☎ 高齢・障害支援室 ☎ 63-7599

▼ 後期高齢者医療保険料額(普通徴収)のお知らせ
☎ 保険年金室 ☎ 63-7105

**後期高齢者医療制度 医療費
通知を3月下旬に送付します**

三重県後期高齢者医療制度の加入者に、平成27年7月から12月までの「医療費のお知らせ」を、3月下旬に送付します。

これは、実際にかかった医療費をお知らせし、健康の大切さをあらためて確認していただくことを目的としています。

※通知が不要の人は、1月末までにご連絡ください。
※1月から6月までの医療費通知は昨年9月に送付しています。

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課
☎ 059-221-6884

**後期高齢者医療制度
はり・きゅうなどの施術申請**

施術を受けた人が施術費用の一部を請求するには、療養費支給申請書が必要です。

傷病名・日数・金額などを確認した上で、委任欄に署名・押印をしてください。
※柔道整復の施術は署名のみ



☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課
☎ 059-221-6884

**高額医療・高額介護合算療養費
制度をご存知ですか？**



「医療」と「介護」、両方のサービスを利用している世帯の場合、
自己負担限度額を超えると療養費が受給できます。 **要申請**

対象

同じ世帯で医療と介護両方のサービスを受け、下記の①・②の条件を満たす場合
※対象者へは、加入中の保険者から1月下旬に通知予定です。

- ①平成26年8月1日から平成27年7月31日までの1年間で医療(注)と介護の両方の自己負担がある世帯
 - ②医療と介護の自己負担額を足した金額と自己負担限度額との差額が501円以上の世帯(下記参照)
- (注)70歳未満の人の医療の自己負担額は、医療機関ごとに1カ月で21,000円以上の自己負担額のみが対象となります。

**次の場合は、通知が届かない場合がありますので、ご注意ください。
(国保と後期高齢者医療の加入者には、申請について通知します)**

- ◎ 対象期間(平成26年8月から平成27年7月)内に…
 - ・市区町村を越える転居をし、加入する保険が変わった人
 - ・保険の種類が変わった人(会社で加入していた社保から退職に伴い国保など)
 - ・医療、介護それぞれで複数の加入保険がある人
- ◎ 後期高齢者医療制度に加入している施設入所者で、住所地と介護保険の市区町村が違う人(介護保険住所地特例者)

支給額

自己負担限度額を超えた金額を支給します。
※ただし、超えた金額が500円以下の場合は支給されません。

自己負担限度額

下表の金額が、医療と介護の負担を足した自己負担(平成26年8月～平成27年7月に負担した分)の限度額となります。

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険の限度額	被用者保険または国保+介護保険の限度額	
		70～74歳	70歳未満
現役並み所得者(上位所得者) ◎被保険者証の負担割合が「3割」の人	67万円	67万円	176万円 ※1
			135万円 ※2
一般 ◎現役並み所得者と低所得者以外の人	56万円	56万円	67万円 ※3
			63万円 ※4
低所得Ⅱ ◎住民税非課税世帯の人	Ⅱ	31万円	34万円
低所得Ⅰ ◎住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が一定以下(年収収入80万円以下など)	Ⅰ	19万円 ※5	

※1～4…70歳未満の人のうち、現役並み所得者と一般については、個別の要件があります。
総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額が、(※1)901万円超
(※2)600万円超901万円以下 (※3)210万円超600万円以下 (※4)210万円以下
※5…低所得Ⅰの所得区分に相当する世帯で、複数の人が介護サービスを利用する場合には、自己負担限度額は31万円となります。

申請

申請は、昨年の7月31日時点に加入していた医療保険者へ。
国保と後期高齢者医療に加入していた人で、対象となる人には通知します。
※通知が届いてから申請してください。1月下旬に通知予定です。



※通知は届かないが、制度に該当するという場合でも自己申告制となります。該当するかもしれないと思ったら、まずはご加入いただいている保険者までお問い合わせください。

☎ 国民健康保険の加入者…保険年金室 国民健康保険担当 ☎ 63-7445
後期高齢者医療制度の加入者…保険年金室 医療助成担当 ☎ 63-7105
その他の保険の加入者…ご加入の健康保険担当へ